

学校いじめ防止基本方針

輪島市立門前西小学校

令和2年2月5日改訂

1 学校いじめ防止基本方針を確認する場

学校いじめ防止基本方針を4月の職員会議で、全職員で周知を図る。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

(2) いじめの認知にあたっての基本的な視点

『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと』が必要である。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 教職員一人一人がいじめ問題について鋭い感覚をもち、いじめ問題に即応する。
- ④ 教職員による児童観察・児童理解を継続・強化する。
- ⑤ 保護者や地域、関係機関と連携していじめ対応を推進する。

3 学校におけるいじめ防止対策のための組織

(1) いじめ等問題対策チームの設置（常設）

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、学級担任で組織する。

(2) 生徒指導委員会

生徒指導主事を中心として、児童の基本的生活習慣の育成、指導体制の確立、教育相談の充実、外部機関との連携、体験活動の充実などを提案し、全教職員で対応する。

(3) いじめの情報共有

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織に対し報告しなければいけない。いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反するので、週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通認識を図る。

4 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

（１）学級経営の充実

- ① 構成的グループエンカウンターやアサーションを実施したり、「生活アンケート」やＱＵテスト（年２回）結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ② 楽しい、わかる、できる授業の実践や児童一人一人が充実感や成就感をもち、お互いに考えを認め合い、考えを広げたり、深めたり、高めたりする授業の実践に努める。

（２）道徳教育の充実

- ① いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるようにする。
- ② 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感や自尊感情を高める。
- ③ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

（３）相談体制の整備

- ① ＱＵテスト結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通認識を図る。
- ② 随時、学級担任により個人面談を行い、児童一人一人の理解に努める。

（４）縦割り班活動の実施

- ① 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。（各行事、掃除など）
- ② 児童会活動で、異学年交流や縦割り班活動を意図的に取り入れ、児童の温かい人間関係づくりを進める。
- ③ 長期休み前に児童総会を開き、高学年からきまりを呼びかけることで、全校で規範意識を高めさせる。

（５）インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

（６）学校相互間の連携協力体制の整備

門前地域保小中高特支一貫教育連絡会を活用し、情報交換や交流を行う。

5 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

（１）保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市役所、教育委員会、保健センター、市教育研究所、七尾特別支援学校輪島分校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

（２）「生活アンケート」の実施

毎月、「生活アンケート」を実施する。その結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取る。

（３）日記等の指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配ったり、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 校外での児童の実態把握

放課後等に地域の見回りを実施することにより、校外での児童の過ごし方や友人関係の状況把握に努める。

(5) スクールカウンセラー配置による相談体制の整備

月に一度配置されたスクールカウンセラーを生かして、校内巡回の実施や、児童・保護者への教育相談体制整備を行う。

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (7) 他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置を講ずる。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

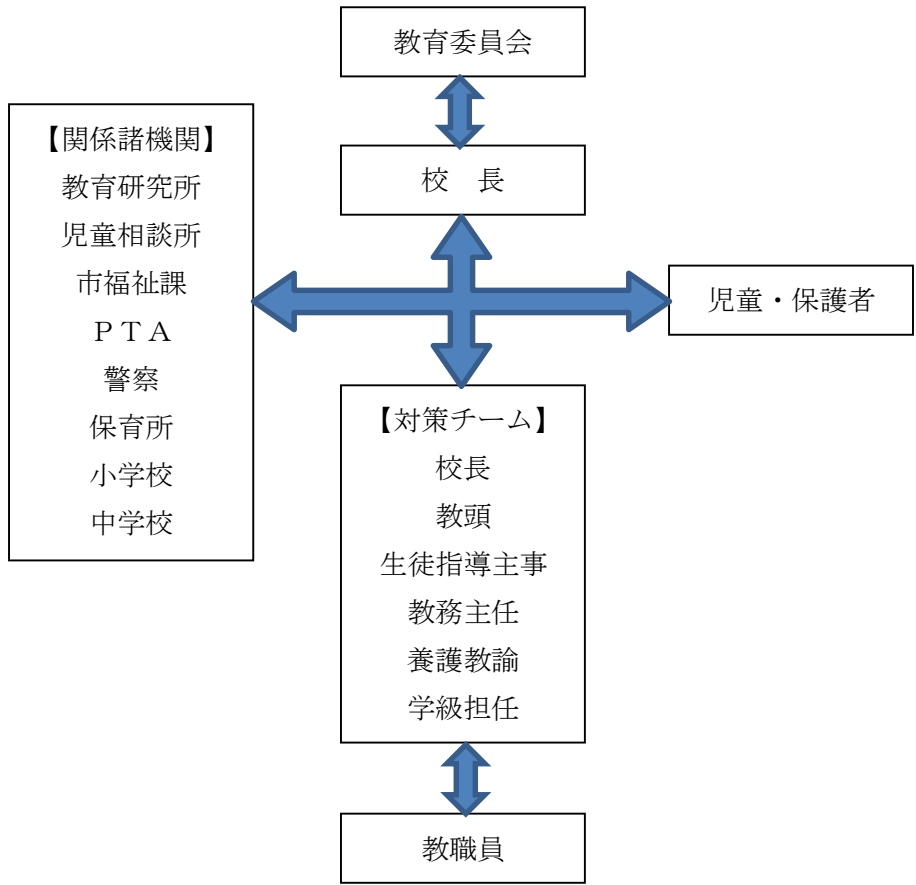
(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 検証方法

- (1) 毎月の児童生活アンケートで「学校が楽しい」「友達と仲よくできている」の割合を90%以上。
- (2) 学期毎の教職員学校評価アンケートで「いじめの未然防止・早期発見のための取組みを実施している」の割合を90%以上。

【連携体制】



【別 表】

令和２年度いじめ対応の年間指導計画

主な取組		具体的な活動内容
4 月	・職員会議で提案 ・学級づくり ・授業参観 ・PTA総会 ・生徒指導情報交換 ・生活アンケート	・学校いじめ防止基本方針の確認 ・引き継ぎ事項の確認 ・学級経営 指導方針 指導方法の決定 ・学校 学級の指導方針の説明 ・保護者との情報交換（学級懇談会） ・未然防止の取組の検証
5 月	・QUテスト① ・授業参観 ・生徒指導情報交換 ・生活アンケート	・校内研修（校内研究授業） ・保護者との情報交換（学級懇談会） ・行事を通した人間関係づくり （体験学習・遠足・サツマイモ集会） ・QUテスト分析 共通認識（職員会議） ・未然防止の取組の検証
6 月	・学校公開 ・研修会 ・生徒指導情報交換 ・生活アンケート ・生活目標	・校内研修（校内研究授業） ・いじめ防止教材、人権教育ビデオ教材を活用（各学級） ・未然防止の取組の検証 ・遊びを通した人間関係づくり （週に一回、昼休みにクラスで遊ぶ）
7 月	・期末面談 ・生徒指導情報交換 ・学校評価アンケート ・生活アンケート	・保護者との情報交換（個人面談） ・インターネット実態調査① ・未然防止の取組の検証
8 月	・校内研修 ・生活アンケート	・いじめ問題の理解と対策について ・家庭訪問（自宅周辺地域の把握） ・夏休みの児童の様子把握 ・行事を通した人間関係づくり（校内水泳記録会） ・未然防止の取組の検証
9 月	・生徒指導情報交換 ・生活アンケート	・行事を通した人間関係づくり（運動会・社会体育大会） ・校内研修（校内研究授業） ・未然防止の取組の検証
10 月	・生徒指導情報交換 ・QUテスト② ・生活アンケート	・行事を通した人間関係づくり（サツマイモ収穫） ・校内研修（校内研究授業） ・QUテスト分析 共通認識（職員会議） ・未然防止の取組の検証
11 月	・生徒指導情報交換 ・生活アンケート	・校内研修（校内研究授業） ・行事を通した人間関係づくり（校内マラソン大会） ・生活アンケート ・未然防止の取組の検証

12月	・ 期末面談 ・ 生徒指導情報交換 ・ 生活アンケート	・ 保護者との情報交換（個人面談） ・ インターネット実態調査② ・ 人権標語コンクール ・ いじめ防止教材、人権教育ビデオ教材を活用（各学級） ・ 未然防止の取組の検証
1月	・ 実態調査 ・ 生徒指導情報交換 ・ 生活アンケート ・ 学校評価アンケート	・ 冬休み中の児童の様子を把握 情報交換 ・ 生活アンケート ・ 未然防止の取組の検証
2月	・ 生徒指導情報交換 ・ 生活アンケート	・ 行事を通した人間関係づくり （なわとび大会・百人一首大会・6年生を送る会） ・ 遊びを通した人間関係づくり （昼休みにクラスで遊ぶ） ・ 未然防止の取組の検証
3月	・ 校内研修 ・ 生徒指導情報交換 ・ 生活アンケート	・ 配慮児童に対する共通理解 変容の報告 指導方針等の確認 ・ 1年間の反省と今後の課題 ・ 引き継ぎ事項の徹底 ・ 未然防止の取組の検証

※1 生徒指導情報交換（毎週金曜日）

※2 SC（毎月第2木曜日）